一　当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第二十九条の三第四項第四号及び第二十九条の四の三第三項第四号において同じ。）に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第二十九条の七第五項第一号において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第二十九条の三第四項第四号、第二十九条の四の三第三項第四号及び第二十九条の七第二項第四号から第六号までにおいて同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二　当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において年齢十六歳未満の控除対象者の数に三十三万円を乗じて得た額及び同日現在において年齢十六歳以上十九歳未満の控除対象者の数に十二万円を乗じて得た額の合計額

附則第六条中「地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）」を削る。

第三条　国民健康保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項中「。附則第六条において同じ」を削り、同項第一号中「及び第二十九条の七第二項第四号から第六号まで」を「並びに第二十九条の七第二項第四号及び第五号」に改める。

第二十九条の三第一項第三号中「すべて」を「全て」に、「この号、」を「この号及び」に改め、「及び第二十九条の七第二項第六号」を削る。

第二十九条の七第二項第一号に次のただし書を加える。

ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第二十九条の七第二項第一号に次のように加える。

ハ　当該年度における法第七十七条の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

第二十九条の七第二項第四号ただし書中「第六号及び」を削り、同項第六号を次のように改める。

六　削除

第二十九条の七第二項第七号ただし書中「又は前号本文」を削り、同条第三項第一号に次のただし書を加える。

ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第二十九条の七第三項第一号に次のように加える。

ハ　当該年度における法第七十七条の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第二十九条の七第三項第四号ただし書中「次号及び」を削り、同項第五号を次のように改める。

五　削除

第二十九条の七第三項第六号ただし書中「又は前号本文」を削り、同条第四項第一号に次のただし書を加える。

ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第二十九条の七第四項第一号に次のように加える。

ハ　当該年度における法第七十七条の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

第二十九条の七第四項第四号ただし書中「次号及び」を削り、同項第五号を次のように改める。

五　削除

第二十九条の七第四項第六号ただし書中「又は前号本文」を削る。

第二十九条の七の二第一項中「及び第六号イ」及び「、同項第六号ロ中「の額（」とあるのは「の額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の市町村民税の所得割の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における市町村民税の所得割の額に相当する額。」と、同号ハ中「の額（」とあるのは「の額（同法」とあるのは「の額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の市町村民税の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における市町村民税の所得割の額に相当する額。地方税法」と、同号ホ中「課されない者」とあるのは「課されない者（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の市町村民税の所得割の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合において、市町村民税の所得割が課されないこととなる者を含む。）」と、「おいて同法」とあるのは「おいて地方税法」と、同号ヘ中「課されない者」とあるのは「課されない者（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の地方税法第三百十三条第八項及び第九項の規定による控除前の同条第一項に規定する総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合において、市町村民税の均等割が課されないこととなる者を含む。）」と、「おいて同法」とあるのは「おいて地方税法」と」を削る。

附則第四条第一項の表第二十九条の七第二項第四号、第六号及び第七号の項中「、第六号」を削り、同表第二十九条の七第三項第四号から第六号までの項中「から第六号まで」を「及び第六号」に改め、同条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号ロ中「前項第五号ロ」を「前項第五号ロ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とする。